平成２４年（フ）第６７号
茨城県古河市東山田1815番地457、前住所茨城県古河市諸川828番地８
債務者　砂賀　　**隆**
１　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第７７号
茨城県古河市幸町13番５号　ローレルＡ棟102号室
債務者　佐々木信行
１　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第４号
栃木県真岡市荒町３丁目21番地６
債務者　菅間　直人
１　決定年月日時　平成24年５月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２４年（フ）第３９２号
千葉市稲毛区宮野木町1657番地の４
債務者　長谷川　磨
１　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４０５号
千葉市花見川区幕張町５丁目417番地４菊栄ハイツ305号
債務者　松下　貴子
１　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４０７号
千葉市稲毛区千草台１丁目１番９棟103号
債務者　浦野　富子
１　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４１号
山梨県笛吹市一宮町市之蔵941番地１
債務者　野澤　由佳
１　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７号
長野県小県郡長和町長久保2223番地18
債務者　翠川チャリニーこと　ＭＩＤＯＲＩＫＡＷＡ　ＣＨＡＬＩＮＥＥ
１　決定年月日時　平成24年５月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第２３号
長野県上田市緑が丘３丁目２番11号
債務者　砥石　礼子
１　決定年月日時　平成24年５月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第２９号
長野県千曲市大字屋代2934番地３　コーポアプリコット106号
債務者　金子　　力
１　決定年月日時　平成24年５月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第３０号
長野県東御市田中738番地２
債務者　竹内　吉美
１　決定年月日時　平成24年５月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第２４号
長野県駒ケ根市赤穂2815番地１　ラフイネ五十鈴301
債務者　中山　静代
１　決定年月日時　平成24年５月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第５４６号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字下川西833番地　特別養護老人ホームオーネスト千の音、住民票上の住所名古屋市南区丹後通３丁目５番地の４
債務者　兼康寿美子
１　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１号
滋賀県東近江市八日市町11番２号
債務者　槇田　清子
１　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第２１８号
兵庫県芦屋市朝日ケ丘町13番20―401号
債務者　川本　幸浩
１　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７０４号
兵庫県姫路市飾磨区阿成植木1081番地
債務者　吉永　　保
１　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５８号
奈良県天理市櫟本町1525番地１
債務者　柴田　厚貴（旧姓吉村）
１　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第９９号
奈良県桜井市大字粟殿1023番地の３
債務者　田中　由美
１　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
奈良地方裁判所